

平成 26 年 3 月 14 日

各 位

会社名 株式会社アズジェント
代表者名 代表取締役社長 杉本隆洋
(コード番号 4288 JQ)
問合わせ先 取締役 経営企画部長 葛城岳典
(Tel 03-6853-7401 代表)

有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 14 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の従業員及び顧問に対し、下記の通りストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。なお、今回の新株予約権の発行は、発行済株式総数の 0.5%未満であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。また、平成 26 年 4 月 1 日に株式分割及び単元株制度の採用を予定しております。これにより、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数及び行使価額に変更が生じます。詳細につきましては、本通知末尾にご参考として記載の通りとなります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の従業員及び顧問に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権は、下記「II. 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容 (6) 新株予約権の行使の条件」に定める通り、当社の業績において、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使を可能とするものであります。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の数

200 個

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権 1 個あたり 847 円とする。なお、当該金額は第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当社においても検討した結果、本払込金額と本件評価額は同額であり、特に有利な金額には該当しないことなどから決定したものである。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

①新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 200 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、上記①に定める本新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、上記（1）②に定める本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前取引日である平成 26 年 3 月 13 日の東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間は、平成26年7月1日から平成31年5月27日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権は、以下の期間において有価証券報告書に記載の営業利益が当初設定された営業利益目標を上回るとともに、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、会計基準等の変更により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また行使時に株数の端数が生じた場合は切り捨てとする。

a. 平成26年3月期における営業利益が3.0億円を超過している場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の2%

b. 平成27年3月期における営業利益が3.5億円を超過している場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の3%

c. 平成28年3月期における営業利益が4.0億円を超過している場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の5%

d. 平成29年3月期における営業利益が4.5億円を超過している場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の10%

e. 平成30年3月期における営業利益が5.0億円を超過している場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の20%

f. 上記a.～e.における営業利益の累積額が20億円を超過している場合、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数の60%

g. 上記e.及びf.の両方を達成した場合は、a.乃至d.の判定と関わりなく、全ての新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、本新株予約権の割当て後、当社または当社の関係会社の取締役、執行役員、従業員

または顧問の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することができない。

- ③ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の一部行使はできない。
- ⑥ 前各号のほか、本新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

4. 新株予約権の割当日

平成 26 年 3 月 31 日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割契約書・分割計画書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3.（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3.（3）に定める新株予約権を行使することができる期間の末日

までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権の割当を受ける者（以下、「対象者」という。）及び対象者に対して割り当てる新株予約権

当社従業員 1名 100個

当社顧問 1名 100個

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成26年3月31日

10. 申込期日

平成26年3月24日

III. 割当先の選定理由等

1. 割当先の概要

顧問

| | | |
|----------------|----------|-------------------------|
| 割当予定先の概要 | | 顧問 |
| 氏名 | | 清瀬 紀次 |
| 住所 | | 東京都世田谷区 |
| 当社と割当予定先との間の関係 | 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| | 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| | 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| | 技術又は取引関係 | 当社のセキュリティ・サービス事業推進顧問です。 |

なお、当社は、清瀬紀次氏が、反社会的勢力ではないとともにそれらの勢力と一切関係ないことにつきまして、外部調査機関の株式会社東京エス・アール・シーにおける調査結果報告書を取得しており、また、清瀬紀次氏が反社会的勢力ではないとともにそれらと一切関係ないことについての確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

2. 割当てようとする新株予約権の数

清瀬紀次 100 個

3. 割当先を選定した理由

当社は現在、収益構造改革の一環としてセキュリティサービスブランド「セキュリティ・プラス」のマーケットにおけるポジショニング構築に取り組んでおり、当該ビジネス分野で清瀬紀次氏の豊富な経験と実績を生かして頂くために顧問に就任頂いております。

当社としましては、清瀬紀次氏が当該ビジネス分野の拡大に対して、高いモチベーションをもって取り組んで頂くことを目的に割当予定先として選定いたしました。

4. 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当先である清瀬紀次氏につきまして、平成 26 年 3 月 14 日に金融機関の預金通帳の写しを入手し、払込に関して問題はないと判断しております。

<ご参考>

当社は、平成 26 年 3 月 7 日開催の取締役会において、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日とする株式分割（1 株につき 100 株の割合をもって分割）及び単元株制度の採用（100 株を 1 単元とする）の決議を行っております。これにより、平成 26 年 4 月 1 日から該当となる内容につきまして下記のとおり、変更が生じます。

1. 新株予約権の目的となる株式

| 変更前 | 変更後 |
|-------|----------|
| 200 株 | 20,000 株 |

2. 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-------|
| 1 株 | 100 株 |

3. 行使価額

| 変更前 | 変更後 |
|----------|-------|
| 50,100 円 | 501 円 |

以 上